

山形県認知症施策推進行動計画の改訂（素案）

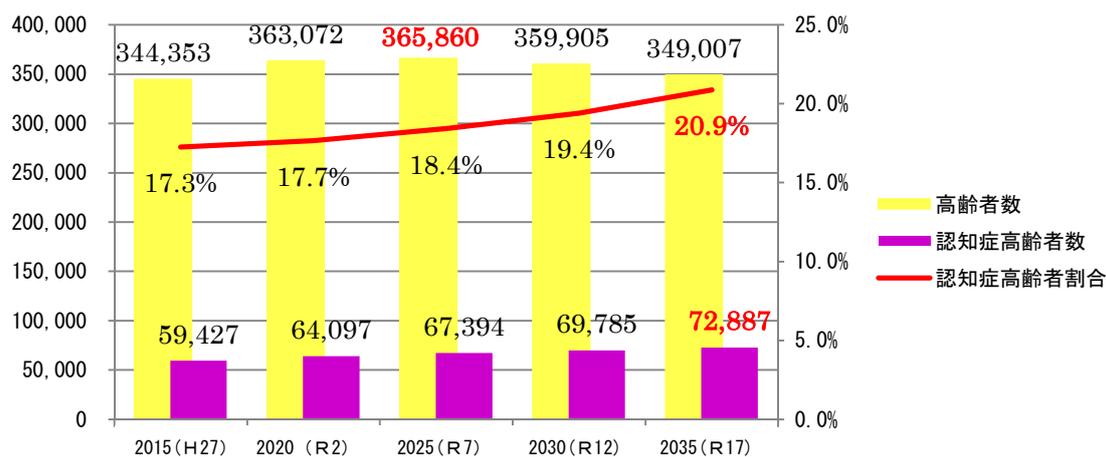
第1章 基本的な事項

1 計画策定の背景

本県では、2020（令和2）年には約6万4千人の認知症高齢者と約5万1千人の軽度認知症障害（以下「MC1」という。）の高齢者がいると推計されており、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増えることが予想されます。

これまで県では、認知症になっても安心して生活できる地域社会の実現を目指し、良好な医療、介護及び地域支援体制の構築など、県が講じていく具体的な施策について、2016（平成28）年1月に「山形県認知症施策推進行動計画」を策定し、2018（平成30）年3月に改訂を行い、認知症施策の推進に取り組んでまいりました。

また、厚生労働省によると、全国で認知症の人の数は、2025（令和7）年には700万人前後、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。このような社会状況を背景に、2018（平成30）年12月に、認知症に係る諸課題について、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係閣僚会議」が設置され、2019（令和元）年6月に「認知症施策推進大綱」がとりまとめられました。



本県の認知症高齢者の将来推計※1

※1 高齢者数については、H27は「国勢調査」、R2以降は「日本の地域別将来人口推計」（国立社会保障・人口問題研究所）による。認知症高齢者数については、平成25年3月公表の厚生労働省研究班報告による5歳区分の有病率を高齢者数に乗じたもの。

2 改訂の視点

- 現行計画の取組みを評価し、更に発展させていきます。
- 政府の認知症施策推進大綱に沿って、「共生」と「予防」の考え方を取り入れます。
- やまがた長寿安心プランと一体的な計画とします。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた計画とします。

3 計画の位置付け

本計画は、やまがた長寿安心プラン（第9次山形県老人保健福祉計画、第8次山形県介護保険事業支援計画）で定められた基本方向を実現するための行動計画として位置付けます。

また、認知症施策推進大綱を踏まえ、本県が目指すべき目標水準を設定するとともに、その目標水準を達成するための施策の方向性と具体的な手段を示し、認知症施策を総合的に推進していきます。

4 計画の期間

計画期間は、やまがた長寿安心プランの計画期間に合わせ 2021（令和3）年度から 2023（令和5）年度までの3年間とします。

なお、本計画は、認知症施策推進大綱の対象期間である 2025（令和7）年を見据えた計画とします。

5 計画の基本目標

計画の基本となる目標については次のとおりとします。

**誰もが健やかにいきいきと暮らし、
認知症になっても安心して、希望をもって生活できる
幸せ“やまがた”の実現**

6 施策の柱

基本目標の実現に向け、4つの施策の柱を掲げ取組みを進めていきます。

〔4つの施策の柱〕

1 認知症の正しい知識の普及促進

認知症は誰もがなりうるものであり、幅広い世代・地域・職域での認知症サポーターの養成を進め、広く県民に対して認知症への正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

2 認知症予防の推進

認知症予防に資する可能性のある「通いの場」等への参加を促進するとともに、地域において高齢者が身近に通える場の拡充を図ります。

また、高齢者の社会参加を促進します。

3 医療と介護分野における対応力強化

早期診断・早期対応を軸として、認知症の容態変化に応じた医療・介護のサービスが切れ目なく提供されるための標準的な流れ（認知症ケアパス）に沿ったケアがうまく機能するためにも、医療従事者・介護職員の認知症対応力を向上するとともに、医療・介護など多職種連携による支援体制の連携強化を推進します。

4 認知症の人と家族にやさしい地域づくり

認知症の人やその家族の視点を重視しながら、地域による支援体制づくりを促進していきます。また、若年性認知症の人に対する、ワンストップのきめ細やかな相談及び医療・福祉・就労の総合的な支援を実施します。

認知症になっても地域の中で役割を持ち、生きがいを持って生活ができる環境づくりを促進していきます。



第2章 施策の柱ごとの具体的な取組み

1 認知症の正しい知識の普及促進

現 状

- 本県の認知症高齢者数は、2020（令和2）年度推計で 64,097 人であり、認知症予備群と呼ばれる MCI^{*1}（正常と認知症の間の人（2020（令和2）年度推計 51,000 人））を合わせた高齢者数は 11 万人を超えます。これは、本県高齢者の3人に1人に当たります。
- このように認知症は誰もがなりうることから、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要です。
- 県は、認知症についての知識の普及促進の一環として、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」^{*2}の養成を行ってきました。2020（令和2）年3月末現在、県内の認知症サポーターは 147,268 人となっています。
- また、認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」^{*3}は 2,700 人を超え、各地で認知症サポーターの養成を行っています。
- さくらんぼカフェと協力し、「やまがた認知症カフェ通信」を定期的に発行して、県内の認知症カフェに関する情報や認知症の取組みを周知しています。

課 題

- 後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増えることが予想されており、地域共生社会を目指す中で、特に認知症の人と関わる人が多い職域における認知症サポーター養成を進めていかななくてはなりません。
- 市町村間で認知症サポーター養成数にばらつきが見られるため、市町村におけるサポーターの養成を更に促進していく必要があります。
- また、認知症は誰もがなりうることから、認知症になることへの漠然とした不安、画一的で否定的なイメージを少しでも払拭していく必要があります。
- 広報・啓発は、イベント等に合わせて県内全域に広げていくとともに、地域で暮らす認知症の人本人が参加し、自らの言葉で語り、発信していく機会を増やしていくことが大切です。

施策の推進方向

- ① 認知症サポーターの養成

- 県は、地域住民をはじめ、学生や認知症の人と地域で関わることの多いと想定される小売業・金融機関・公共交通機関等で働く人に対して、認知症サポーターの活動について周知を図るとともに、市町村、関係団体と一体となって認知症サポーターの養成を引き続き推進します。
- 県では、認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を毎年200人程度養成していますが、認知症サポーターの養成と合わせて引き続き養成していきます。
- 県は、地域で暮らす認知症の人本人の協力を得ながら、認知症の正しい知識について普及啓発を進め、認知症になっても希望を持って暮らすことができる環境づくりを促進していきます。

② 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発

- 世界アルツハイマーデー（9月21日）及び世界アルツハイマー月間（9月）において、県内のランドマークとなる建築物をシンボルカラーのオレンジ色にライトアップする「オレンジライトアップ」の取組み等を広く周知することで、認知症への理解を深めていくなどの活動を行っていきます。
- また、県は、認知症カフェにおいても9月のイベント月間に合わせた各種取組みを呼びかけるとともに、認知症本人による認知症に関する広報・啓発に取組みます。
- さくらんぼカフェと協力し、やまがた認知症カフェ通信を引き続き発行し、県内の認知症カフェに関する情報や認知症に関する取組みを周知していきます。

| 評価目標項目 | 現状 2019(R1)年度 | 目標 | |
|------------------|------------------|------------|------------|
| | | 2023(R5)年度 | 2025(R7)年度 |
| 認知症サポーターの養成数（累計） | 147,268人 | 180,000人 | 200,000人 |

- ※1 日常生活に支障をきたす程度には至らないため認知症とは診断されないが、記憶障がいと軽度の認知障がい認められ、正常とも言い切れない中間的な段階。MCIには、各種認知症疾患の前駆状態が含まれています。MCIと診断された人の半数以上に、その後アルツハイマー病等への進行がみられるとのデータがあります。一方、この状態に長時間とどまったり、正常に戻る人もいます。（認知症サポーターキャラバン・メイト養成テキストより）
- ※2 「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症の人やその家族を応援するボランティアになった人を「認知症サポーター」と呼びます。
- ※3 認知症サポーター養成講座を開き、講座の講師役となって認知症サポーターの養成を行うことができる人のことを「キャラバン・メイト」と呼びます。県等が主催する「キャラバン・メイト養成研修」を受講することにより、キャラバン・メイトになることができます。

サポーター活動の様子（写真など）
ライトアップの写真も

2 認知症予防の推進

現 状

- 認知症施策推進大綱において、認知症の予防とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味するとされています。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等は、認知症予防に資する可能性が示唆されています。
- 2019(H31)年3月現在、県内では、住民主体で介護予防活動や趣味の活動等を行う「通いの場」（月1回以上開催）が1,227箇所運営されており、県内高齢者人口に占める「通いの場」への参加者率は6.2%となっています。

課 題

- 認知症予防には、広く県民が認知症の発症遅延や発症リスク低減に関心を持ち、運動不足や生活習慣を改善するとともに、社会参加を図ることが重要です。
- 高齢者の低栄養は、免疫力の低下や生活機能の低下を招く恐れがあります。
- 地域において人との繋がりを維持することは重要であり、高齢者が身近に通える場の拡充や活動内容の充実、高齢者の通いの場への参加促進が必要です。
- 高齢者のボランティア活動は社会参加の有効な手段であり、知識、特技・技能を活かし、役割を持った形での活動を促進する必要があります。
- 認知症予防を強調することにより、認知症になった人への新たな差別や偏見につながるよう取組みを行う必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、外出機会が減少することなどにより、筋力の低下、フレイル、孤立及び精神的な不安を感じる高齢者の増加が懸念されます。
- また、新型コロナウイルス感染症への感染予防に配慮した「通いの場」の運営を促進していく必要があります。

施策の推進方向

① 高齢者の健康づくりの推進

- 県は、高齢者の健康づくりに「コロナに負けない身体づくり」という新たな視点を取り入れ、運動や食生活改善などの健康づくりを推進します。
- 県は、望ましい食生活につながる情報の発信を推進します。

② 地域における人との繋がりへの促進

- 県は、認知症サポーター養成講座や各種研修会などを通じて、通いの場等の認知症予防に資する県内各地の様々な取組みを広く県民に紹介し参加を促進します。
- 県は、通いの場の更なる普及・拡大を図るため、その担い手を養成します。
- 県は、市町村が開催する通いの場代表者研修会等に専門職を派遣し、認知症予防のメニューを含む介護・フレイル予防プログラムの普及を図るなど、通いの場における活動内容の充実を促進します。
- 県は、認知症予防の取組みを進めることにより、認知症になった人に対する新たな差別や偏見を生み、地域での孤立につながるなどがないよう、認知症は誰もがなりうるものであることなど、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発を進めていきます。
- 県は、コロナ禍における感染防止に配慮した通いの場の運営事例や、訪問活動や電話等により人の繋がりを途絶えさせないための取組事例等について、周知していきます。
- 県は、コロナ禍にあっても持続可能となる通いの場の新たな運営手法を検討していきます。

③ 高齢者の社会参加の促進

- 県は、高齢者が通いの場や生活支援の担い手として社会参加することができるよう、担い手を養成します。
- 県は、高齢者の豊富な経験や知恵を地域づくり等に生かし社会参画や社会貢献等に参加しやすい環境をつくるために、地域を豊かにする各種社会活動（地域学校協働活動への指導者としての参画、スポーツ活動、文化活動、文化伝承活動、健康増進活動）の促進を図ります。

| 評価目標項目 | 現状 2018(H30)年度 | 目標 | |
|-----------|-------------------|------------|------------|
| | | 2023(R5)年度 | 2025(R7)年度 |
| 通いの場への参加率 | 6.2% | 8% | 9% |

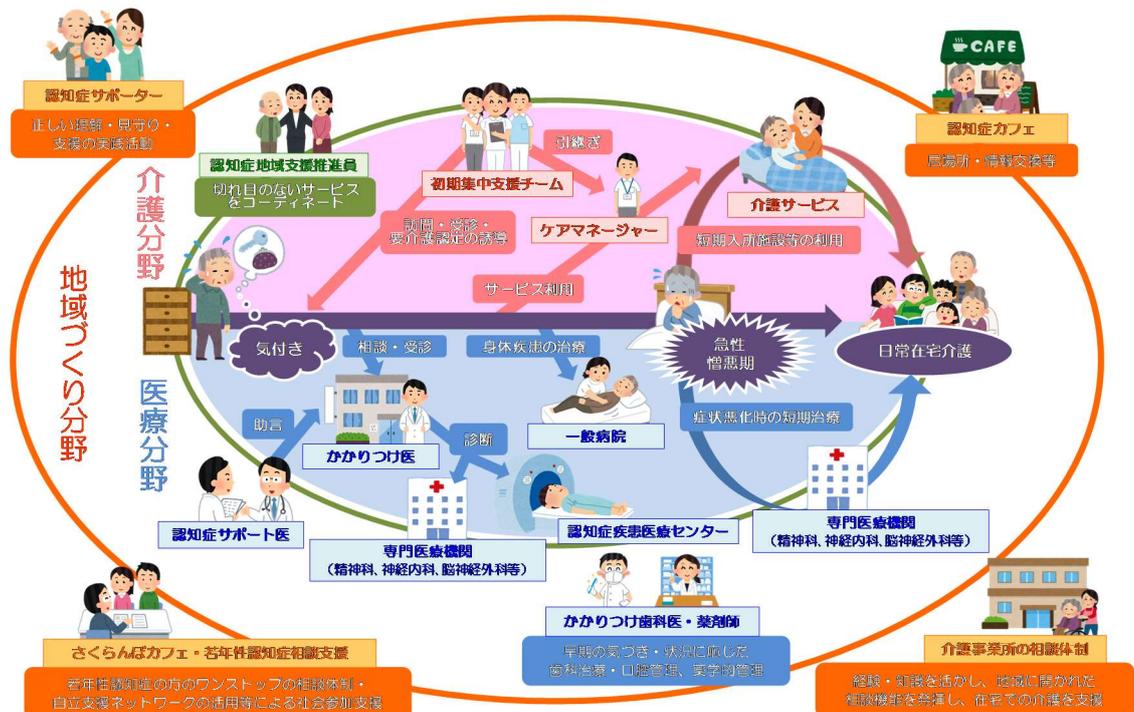
3 医療と介護分野の対応力強化

(1) 認知症の容態に応じたケアの流れの確立及び充実強化

現 状

- 認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへの相談方法や、どのような支援を受けることができるのかを早めに理解することが、その後の生活に対する安心感につながります。
- 2012（平成 24）年6月に厚生労働省認知症施策検討プロジェクトチームにおいて、「今後の認知症施策の方向性について」がとりまとめられました。これにより、早期診断・早期対応を軸とし、容態の変化に応じて医療・介護のサービスが切れ目なく提供されるための標準的な流れ（認知症ケアパス）の作成と普及を進めていくことが示されました。
- 県は、認知症の診断・治療にあたる医療機関等の役割を整理し、適切に医療・介護に繋げるためのガイドラインを作成しました。これを踏まえ、県内ほぼすべての市町村において認知症ケアパスが作成され、認知症の人やその家族、医療・介護関係者の間で共有し、連携を進められてきました。

（図：標準的な認知症ケアパスの流れ）



課題

- 適切に医療・介護等を提供するためには、市町村において認知症ケアパスを作成するだけでなく、住民及び関係機関にも、その活用を広く周知するとともに、認知症の人やその家族、医療・介護関係者など全ての関係者が認知症の人の容態に応じた支援体制を共有し、それぞれ連携することが必要です。
- 認知症ケアパスを実効性のあるものとするために、作成したケアパスを適宜点検し、認知症の人の容態に応じた社会資源を整理し、市町村ごとに特色を持ったものとし、認知症の人が地域で暮らしていく際の手引きとなる必要があります。

施策の推進方向

認知症ケアパスの実効性の確保及び普及促進

- 県は、県内全ての市町村において、認知症ケアパスが作成されるよう、市町村を支援していきます。
- 県は、作成された認知症ケアパスが、認知症の人やその家族、医療・介護関係者間で共有・活用されるよう、市町村における認知症ケアパスの周知を促進します。
- 県は、市町村に対して認知症ケアパスの点検を促し、より実効性のあるものとなるよう、内容の更新のための支援を行います。

| 評価目標項目 | 現状 2019(R1)年度 | 目標 | |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| | | 2023(R5)年度 | 2025(R7)年度 |
| 認知症ケアパスを作成している市町村 | 34/35市町村 | 35市町村 (全市町村) | 35市町村 (全市町村) |

(2) 医療従事者の認知症対応力の向上

現状

- 認知症に携わる医療従事者は、認知症本人に早期の気づきを与える立場であるとともに、認知症の人を尊重し、できる限りその人の意思や価値観に共感しながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方や関係が継続できるよう、伴走者として支援していくことが重要です。
- また、認知症の早期発見は、その後の早期受診や早期治療につながり、認知症の人のその後の生活を左右する、非常に重要なことです。早期発見のためには、日常的に通院している、身近な主治医（かかりつけ医）や歯科医師、薬剤師など、医療従事者が認知症の兆候に早期に気付いて適切に対応することが求

められます。

- 県は、かかりつけ医や一般病院勤務の医療従事者、看護職員等が認知症の類型や進行段階を十分理解し、容態の変化に応じた適時・適切な医療を提供できるよう研修を実施しています。

課 題

- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療を提供できるよう、引き続き医療従事者における認知症対応力の向上を図る必要があります。

施策の推進方向

① かかりつけ医の認知症対応力の向上

- 日常的な診療に加え、認知症の疑いのある人や認知症の人に適切に対応し、必要に応じて専門機関へ紹介するなど、かかりつけ医（主治医）の認知症対応力の向上を図るため、引き続き研修を実施します。

② 歯科医師の認知症対応力の向上

- 定期的な口腔機能の管理を通じて、認知症や認知症の疑いのある人に早期に気づき、他の医療従事者と連携しながら、様態に応じた適時・適切な歯科医療を提供するなど、歯科医師の認知症対応力の向上を図るため、引き続き研修を実施します。

③ 薬剤師の認知症対応力の向上

- 服薬指導等を通じて、認知症や認知症の疑いのある人に早期に気づき、他の医療従事者と連携しながら、適切な服薬指導ができるなど、薬剤師の認知症対応力の向上を図るため、引き続き研修を実施します。

④ 認知症サポート医の養成

- かかりつけ医からの認知症診断等に関する相談への対応や認知症にかかる地域医療体制の中心的な役割を担う認知症サポート医の養成を引き続き実施します。

⑤ 一般病院勤務の医療従事者の認知症対応力の向上

- 認知症の人が入院した場合、身体合併症併発の可能性のある疾病に早期対応するとともに、行動・心理症状（BPSD）※4に適切に対応することが重要であることから、一般病院勤務の医療従事者の認知症対応力向上を図るため、引き続き研修を実施します。

⑥ 看護職員（師長等）の認知症対応力の向上

- 外来、入院、在宅医療等を通じて認知症の人と関わる看護職員が、認知症への対応に必要な知識・技能を身につけ、適切な看護ができるなど、指導的役割の看護職員の認知症対応力の向上を図るため、引き続き研修を実施します。

| 評価目標項目 | 現状 2019(R1)年度 | 目標 | |
|--------------------------------|------------------|------------|------------|
| | | 2023(R5)年度 | 2025(R7)年度 |
| かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数（累計） | 505人 | 725人 | 840人 |
| 歯科医師認知症対応力向上研修受講者数（累計） | 142人 | 216人 | 260人 |
| 薬剤師認知症対応力向上研修受講者数（累計） | 291人 | 383人 | 430人 |
| 認知症サポート医養成研修受講者数（累計） | 76人 | 104人 | 118人 |
| 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修受講者数（累計） | 1,710人 | 2,107人 | 2,300人 |
| 看護職員（師長等）認知症対応力向上研修受講者数（累計） | 246人 | 530人 | 670人 |

※4 記憶障がい、見当障がいなど、認知症の人に必ず現れる症状を「中核症状」と呼び、それによって及ぼされる、ひとり歩き（徘徊）や攻撃的言動、抑うつ状態などの生活障がいのことを「行動・心理状況（BPSD）」と呼びます。

(3) 介護従事者の認知症対応力の向上

現 状

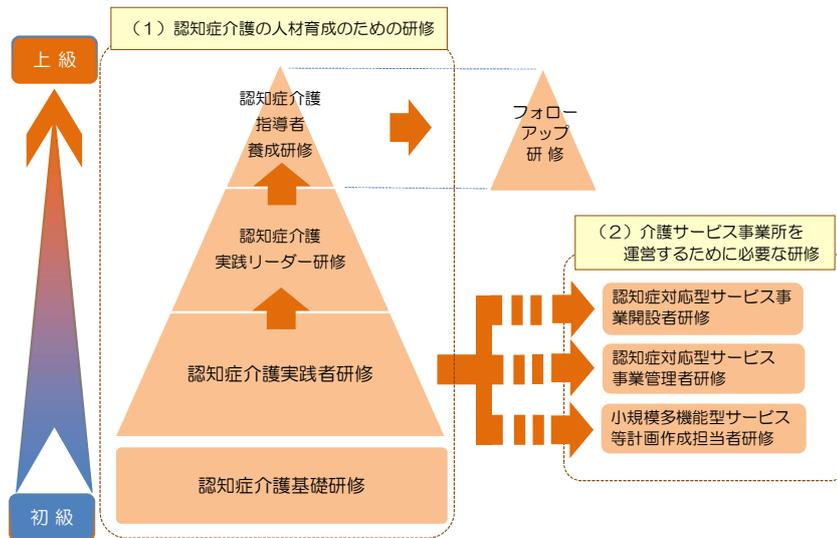
- 認知症に携わる介護従事者等は、認知症の人を尊重し、できる限りその人の意思や価値観に共感しながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方や関係が継続できるよう、伴走者として支援していくことが重要です。
- 県では、認知症ケアに関する正しい知識を持ち、適切なサービスの提供及び良質な介護を担うことができる人材の確保を目的として、認知症対応の介護サービスを提供する事業所の開設者や管理者、介護従事者に対し、経験年数等に応じた基礎的・実践的な研修を実施しています。

課 題

- 高齢者の増加に伴い、介護サービスを提供する事業所及び介護職として働く人の拡充が求められていく中で、認知症ケアに関する正しい知識を持ち、良質な介護を担う人材を育成していくことが求められています。

施策の推進方向

- ① **良質な認知症介護を担う人材の育成**
 - 県は、認知症ケアについての正しい理解のもと、本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSDを予防できるよう、引き続き認知症への対応力を向上するための研修を行います。
 - 具体的には、認知症介護の人材育成のための研修として、認知症介護基礎研修をはじめ、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修を実施します。
 - また、介護サービス事業所を運営するために必要な研修として、認知症対応型サービス開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施します。
- ② **介護保険施設等勤務の看護職員の認知症対応力の向上**
 - 介護保険施設等において日常的に認知症高齢者のケアに携わる看護職員に対し、認知症が人の心理面に与える影響や、認知症の人や家族に対する具体的な関わり及び支援のあり方等の認知症対応力の向上を図るため、引き続き研修を実施します。



| 評価目標項目 | 現状 2019(R1)年度 | 目標 | |
|-----------------------|------------------|------------|--------------------------|
| | | 2023(R5)年度 | 2025(R7)年度 |
| 認知症介護指導者養成研修受講者数(累計) | 47人 | 47人以上 | 47人以上 毎年度の退職者等を考慮して養成 |
| 認知症介護実践リーダー研修受講者数(累計) | 645人 | 800人 | 870人 |
| 認知症介護実践者研修受講者数(累計) | 3,467人 | 4,200人 | 4,600人 |
| 認知症介護基礎研修受講者数(累計) | 263人 | 420人 | 500人 |

(4) 早期診断・早期対応のための関係機関の連携強化

現状

- 地域包括支援センターや認知症地域支援推進員^{※5}、認知症初期集中支援チーム^{※6}、認知症疾患医療センター^{※7}などが連携して、認知症の人や、認知症の疑いがある人の早期発見・早期対応が行えるよう、県として体制づくりを支援していくことが重要です。

(地域包括支援センター)

- 地域の高齢者等の保険医療・介護等に関する相談窓口である地域包括支援センターは、2020(令和2)年10月現在、各市町村の日常生活圏域を基本として県内の75か所に設置されています。

(認知症地域支援推進員)

- 認知症地域支援推進員は、県内全ての市町村に配置されています。地域包括支援センターや認知症疾患医療センター等において、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、社会参加活動のための体制整備等を行っています。

(認知症初期集中支援チーム)

- 認知症初期集中支援チームは、県内全ての市町村に設置されており、医療や福祉の複数の専門職が、認知症の人や認知症の疑いがある人及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行っています。

(認知症疾患医療センター)

- 認知症の鑑別診断など、専門的な医療を行う機関である認知症疾患医療センターは、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、現在、本県の二次医療圏に1か所以上となる計5か所（村山圏域2か所、最上圏域1か所、置賜圏域1か所、庄内圏域1か所）に設置しています。

課 題

- 地域の関係機関が連携し、認知症の人や認知症の疑いがある人の早期発見・早期対応が行えるよう、県として引き続き体制づくりを支援します。
- 認知症地域支援推進員は、全市町村に配置されていますが、県内15の市町村においては1名のみの配置となっており、活動の幅が限定的である場合が多くあります。他地域の取組状況を共有し、取組みを発展させることが必要です。
- 認知症の早期対応の遅れから認知症の症状が悪化しないよう、早期に初期集中支援チームにつなげることが重要です。また、支援を必要としている人の情報収集及び初期集中支援チームの活動についての周知が重要です。

施策の推進方向

- ① **地域包括支援センターと関係機関の連携強化による効果的な取組みの推進**
 - 地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であり、認知症においても入口相談機能を担っているため、市町村のホームページや公報等を活用した啓発活動を促進し、広く認知度を高めていきます。
 - 関係機関との連携については、医療・介護・福祉等だけではなく、認知症

の人と地域で関わることが多い小売業・金融機関・公共交通機関等との連携を進めます。

- また、県は、地域包括支援センターの初任職員及び現任職員の研修実施により、認知症相談対応力の向上を図ります。

② 認知症地域支援推進員と関係機関の連携強化による効果的な取組みの推進

- 県は、認知症地域支援推進員が集まる会議等を通じて、先進的な活動事例の横展開を促進することにより、「医療・介護等のネットワーク構築」、「認知症対応力向上のための支援」、「相談支援・支援体制構築」を強化するための支援を行います。

③ 認知症初期集中支援チームと関係機関との連携強化による効果的な取組みの推進

- 県は、各市町村が設置する初期集中支援チームの体制強化を図るため、認知症初期集中支援チーム員研修の受講支援を行います。
- また、県は、市町村連絡会議等において全国及び県内市町村における先進的な取組事例を紹介すること等を通じて、効果的な活動を促進します。

④ 認知症疾患医療センターを核とした連携体制の充実強化等による効果的な取組みの推進

- 県は、認知症疾患医療センターが認知症疾患医療連携協議会等により、地域での連携強化を図る取組みを支援します。
- また、県は、認知症疾患医療センター内の相談機能の充実を支援します。

※5 認知症の人が容態に応じて必要な医療や介護サービスを受けられるように関係機関をつなぐ連携支援やとの認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保険師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士などが推進員の要件となっています。

※6 医療と介護の専門職が、認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、生活状況や認知機能等について情報収集・評価を行い、適切な医療・介護サービスにつなぐチームのことで、設置主体は市町村です。

※7 県により、認知症専門医療の提供と、介護サービス事業者との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関です。

4 認知症の人と家族にやさしい地域づくり

(1) 相談体制の充実強化

現 状

- 介護者がストレスを抱えている場合、認知症の人と介護者の関係によっては、認知症の症状に悪影響を及ぼし、さらに介護負担を重くするという悪循環に陥ることが少なくありません。
- 県は、認知症の人やその家族が、気軽に相談できるよう、2015（平成27）年度に開設した認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」において電話や面談による個別の相談対応や、介護者同士が情報交換できる交流の機会を提供しています。
- また、65歳未満で発症する若年性認知症は、進行の早さや退職による経済的な問題、発症者本人と親の介護が重なることによる配偶者への負担集中など、高齢者とは異なる問題を伴います。
- 県では、若年性認知症の人への支援や相談に的確に応じられるよう、2016（平成28）年度より、「さくらんぼカフェ」に若年性認知症支援コーディネーターを配置し、医療・福祉・就労の総合的な支援を行っています。

課 題

- 認知症の人やその家族に対しては、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の感染を予防するために、認知症の人とその家族の外出の機会が減り、自宅での介護時間が増えたことによる介護者の精神的な負担を軽減することが必要となっています。
- 家族や職場に深刻な影響を及ぼす若年性認知症に対処するためには、初期の段階で発見し、早期に治療を開始するとともに、治療に適した環境を整えることが大切です。また、若年性認知症が抱える生活全般への問題へ対処するためには、障がい者福祉、介護保険、医療、社会保障や、さまざまな社会資源など、多岐にわたる制度やサービスを活用する必要があります。

施策の推進方向

- ① 認知症相談・交流拠点「さくらんぼカフェ」における相談機能の充実強化
 - 県は、「さくらんぼカフェ」における電話や面談での個別相談を引き続き実施し、気軽に相談できる体制を構築するとともに、認知症の本人同士やその家族が交流できるスペースの設置や出張交流会の開催により、認知症の人の精神の

安定や介護者の精神的負担の軽減を図ります。

- また、常設の電話相談・面談相談により、新型コロナウイルス感染症に係る介護者の精神的負担及び不安の軽減を図るため、広く相談窓口について周知します。
- 県は、「さくらんぼカフェ」の出張交流会を通じて、認知症に関する相談と本人及び家族等の交流の機会を創出します。

② 若年性認知症の人への支援の充実強化

- 県は、若年性認知症支援コーディネーターを引き続き配置し、若年性認知症コールセンターをはじめとしたワンストップのきめ細かな相談により、医療・福祉・就労の総合的な支援を行います。
- 県は、若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、認知症の各支援機関をはじめ、医療、介護、福祉関係や、経済団体等との連携を強化します。
- 県は、成年後見制度の更なる周知を図るとともに、関係機関と連携しながら、各市町村の取組み状況の把握や助言等を行っていきます。

(2) 地域による支援体制づくり

現 状

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる地域共生社会に向けた取り組みを進めることが重要です。
- 認知症カフェでは、認知症の人やその家族が、介護者同士、地域の人や専門家と情報交換したり、認知症の人が自分のペースで過ごしたりすることができ、医療機関を受診するきっかけづくりや、介護保険サービスを受けるつなぎの役割を果たすなど、様々な効果が期待されます。
- 本県では、全ての市町村に認知症カフェが設置されており、設置数は100か所を超えました。県では、「さくらんぼカフェ」において認知症カフェの活動に対する支援や、立ち上げ支援を行っています。
- また、認知症の人とその家族の「応援者」である認知症サポーターが、認知症カフェやサロンを開いたり、傾聴や見守り活動に加わったりするなど、自らの意思で地域の取組みに積極的に関わってきています。
- 新型コロナウイルス感染症の発生により、認知症カフェの代表者は、カフェの開催や活動内容について苦慮している状況にあります。
- 近年、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっており、運転に不安のある方の運転免許証の自主返納者が増加しています。また、認知症と診断され

た場合、運転免許の取り消し等の措置がとられています。

- 認知症などにより、判断能力が不十分になった人を保護し、支援する成年後見制度が2000（H12）年より施行されています。

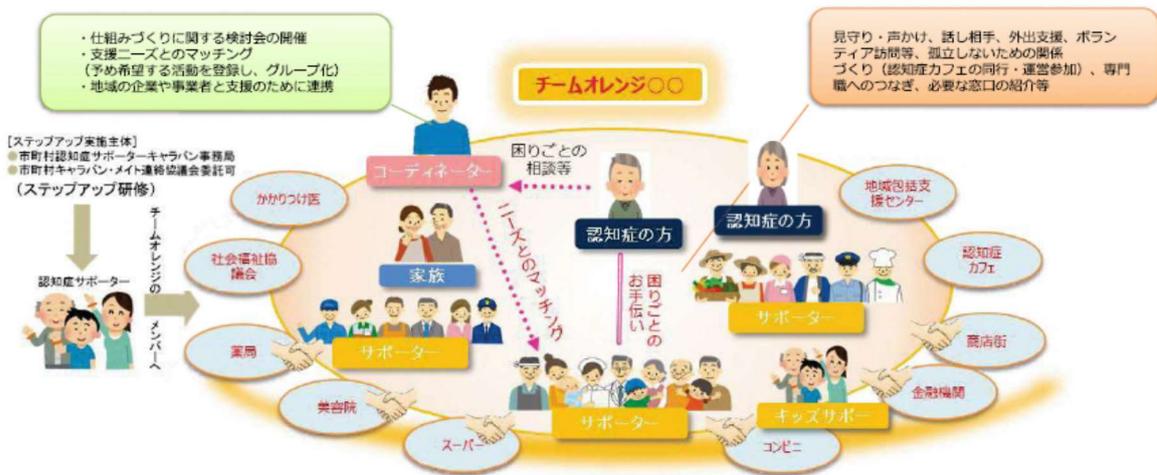
課 題

- 認知症の人と家族にやさしい地域をつくっていくためには、認知症カフェをはじめとした様々な社会資源や人材、関係機関等の協力を得て、地域による支援体制を構築していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の発生により、感染予防に配慮しながら認知症カフェを運営していくことが重要となっています。
- 認知症になっても引きこもることなく、地域社会の一員としてできる範囲での活動し、ともに地域をつくっていくことが必要です。
- 運転免許証の返納等により、通院・買い物など日常生活に支障をきたす場合が想定されます。また、認知症を理由に運転免許証を取り消された場合、生活に大きな変化が生じる可能性があります。
- 後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の数もますます増加することが予想されるため、成年後見制度の更なる周知や後見人等の受任者の確保等により、制度の円滑な運用を図る必要があります。

施策の推進方向

- ① チームオレンジの早期整備に向けた支援
 - 県は、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の全市町村での早期整備に向けて、チームオレンジの立ち上げや運営支援を行うチームオレンジコーディネーターを育成するための研修会を実施します。
 - また、県内におけるチームオレンジの好事例を収集し、横展開することで効果的な取組みを推進します。

| 評価目標項目 | 現状 2019(R1)年度 | 目標 | |
|------------|------------------|-----------|-----------------|
| | | 2023(R5)年 | 2025(R7)年 |
| チームオレンジの整備 | 1市 (1か所) | 20市町村 | 35市町村 (全市町村) |



② 県内各地の認知症カフェにおける効果的な取組みの推進

- 県は、情報交換会等において好事例の紹介を行うことにより、各地の認知症カフェにおける効果的な取組みを支援します。また、カフェ運営者間のネットワークの構築を図ります。
- 県は、コロナ禍における各地の認知症カフェの好事例を横展開していくとともに、持続可能な認知症カフェの新たな運営手法を検討していきます。

③ 認知症高齢者等の移動支援の推進

- 県は、住民主体による移動支援サービス提供のための担い手養成講座を引き続き実施していきます。

④ 権利擁護に関する事業の促進

- 県は、成年後見制度の更なる周知を図っていきます。
- 県は、関係機関と連携しながら、各市町村の取組み状況の把握や助言を行うとともに、国の権利擁護人材事業等を活用し研修会等の開催により、各市町村の取組みが進むよう支援していきます。

⑤ 社会参加の促進

- 県は、認知症の人の様々な形での社会参加事例について周知していきます。
- 県は、認知症の人が、当事者だからこそできる認知症と診断された人への相談対応等や、これまでの経験を活かした活動、比較的簡単な作業など、地域の中で役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりを支援していきます。

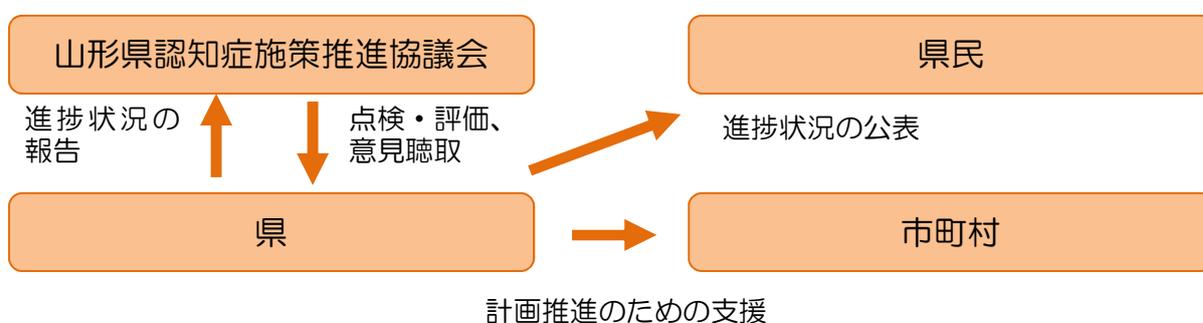
第3章 計画の推進体制と施策の評価

1 計画の推進体制

本計画の進捗状況については、年度ごとにその結果を、外部有識者や認知症の人と家族の当事者等により構成された「山形県認知症施策推進協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、意見を聴取し、次年度以降の施策に反映します。

また、計画の進捗状況や評価の経過については、県ホームページ等で公表し、透明性の確保に努めます。

さらに、認知症施策推進大綱や各施策の進捗等を踏まえ、適宜、行動計画を見直していくものとしていきます。



2 施策の評価

県は、山形県認知症施策推進協議会に対して施策の点検・評価を求めるとともに、可能な限り認知症の人の当事者による客観的な評価が得られるように努めます。

また、本計画では施策に対し定量的な目標を設定し、その達成状況については数値などで具体的に提示します。